

令和5年度第2回 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会（会議録）

日時：令和6年3月13日（水）午前10時～

場所：大阪市役所地下1階 第11 共通会議室

出席者：（来庁）笠原委員、川端委員、小嶋委員、手嶋委員、永岡委員
中村委員、野口委員、藤井分科会長、前田委員、薮田委員
（Web）小野委員、佐田委員

1 開会

- ・ 委員紹介
- ・ 出席職員紹介

2 議事

（1）大阪市地域福祉基本計画（案）について

（春本地域福祉課長代理）

パブリックコメントの実施結果について、資料1，資料2に沿って説明

（藤井分科会長）

- ・ はい、ありがとうございました。
- ・ 小野委員が途中退席されるので、小野委員もし何かありましたら。

（小野委員）

- ・ この時点ではパブリックへのコメントということになりますか。それでしたら特に、西暦和暦を両方併記することは非常に重要だと思っていましたので、そういう意見が出て対応していただいて、良いなというふうに。

（藤井分科会長）

- ・ はい、ありがとうございます。
- ・ それではこのパブリックコメントの実施結果について、みなさんからご質問やご意見ございましたら、受け付けたいと思います。いかがでしょうか。
- ・ オンラインの方もカメラに向かって挙手、または画面上の挙手マークでお知らせいただければと思います。
- ・ お名前をおっしゃってからご発言ください。

(永岡委員)

- ・永岡です。資料2項パブリックコメント37の最後ですね、朝鮮学校の子供たちを対象外とするのは差別であるというのは、これ具体的には、計画の内容との関係はないということでしょうか。

(岩田地域福祉課長)

- ・こちらの内容はですね、幼児教育・保育無償化の対象施設が幼稚園・保育所等に限定され、朝鮮学校が対象外になっていることについてのご意見ということでございまして、直接今回策定中の地域福祉基本計画の中の取組に上がっているような、深い関係ということではないのかなということで、その他としてまとめております。
- ・ただ考え方として、すべての住民の方の人権尊重という観点もございしますので、参考として載せさせていただいたものです。
- ・本市の考え方につきましては、担当部局に確認いたしまして、具体的な内容で取組として給付を一部しておりますので、答えを記載させていただいているというところです。

(永岡委員)

- ・わかりました。ぜひ、平等の原則で、きちっと実現するようにと思いますので、よろしくお願いします。

(藤井分科会長)

- ・はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。

(手嶋委員)

- ・今の関連ですけれども、市内の区によっては55か国の人がいると聞いて、びっくりしたんです。そういう55か国の人に、今言われましたような平等な対応ができるのかどうか。
- ・最近良くなったと言われていたとある学校なんです、校区にあるマンションに行ったら、夏は扉を開けているので、下を歩いていてもものすごい大きな声がするんです。その住民から学校側へ言って、最後に静かになったということがありました。大阪市が地域の中でどうしていくんか、学校だけに任せていくんかと。大阪市として、どうこの問題を地域の問題とせず、大阪市の問題として取り組んでくれたらいいなと思ったんです。

(藤井分科会長)

- ・本日は最後のパブリックコメントに対する質疑とそれの応答ですので、今のご意見はご意見で承っておきたいと思います。今の関連で、パブリックコメントで何かありましたか。

(岩田地域福祉課長)

- ・パブリックコメントの関係といたしましては、多文化共生に関するご意見というのがございまして、まちづくりのなかのご意見の 1 つとして、ご意見の要旨でかなり要約をしておりますけれども、多文化共生というような言葉を使っているところかなと。
- ・先ほど手嶋委員からいただいた意見で、私が直接お答えするのもあれですが、大阪市全体の動きといたしましては、多文化共生に関して人権ナビゲーションの担当部署が作っております計画ですとか、多文化共生に関する指針ですとか、そのようなところで、全体としては取組を進めているところがございます。外国籍や外国人と繋がる住民の区におきましても、それぞれ実態調査をされるとか、区ごとに地域福祉計画を立てておりますので、大阪市とあわせて、地域ごとに課題に取り組んでいくということを進めているというふうに聞いておりますことをご参考までに紹介させていただきます。

(藤井分科会長)

- ・地域共生社会というのは、綺麗事進むものではなくて、色々な軋轢やコンフリクトとか、さっきの差別の問題も含めて、お互いが対話と交流をして、どんどん乗り越えていくべき課題ですね。
- ・そういうプロセスを経ていくと、前向きにということが非常に重要かと思いますが、今回のこの計画の中ではそこまでの言及はないですけど、それを前提にした記述として、存在するということによろしいでしょうか。
- ・他いかがですか。よろしいでしょうか。それでは、次の議事について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(岩田地域福祉課長)

大阪市地域福祉基本計画（案）について、資料 3 に沿って説明

(藤井分科会長)

- ・資料 3 についてご説明いただきました。ご意見とかご質問はございますでしょうか。

(小野委員)

- ・今の修正そのものと言うよりは、今の回答で言うと 14 番目の 24 ページ、国の動向を踏まえた大阪市の方針という辺りなんですけど、回答内容は了解したんですけど、23 ページのところの国の動向を踏まえたところで、重層的支援体制整備事業が出てきているんですけど、ここで使っている図とか、説明の仕方は間違っているということではないんですけど、どちらかというと地域共生社会なんかの基本のところを説明するときに、この 3 つの断らない相談支援みたいな形のものが出てきているんですけど、この辺りの、なんていうか重層を説明する時にもうちょっと別の図もあるかなと思っていて。

- ・特にこの中にはいろいろ出てくるんですが、多機関協働事業で、そこで物事に対応していく辺り、この辺りに入れといってもいいんじゃないのかなって思ったということです。この図の使い方ということで、どの辺りの図が良いかなというイメージ。
- ・地域共生社会を説明する場合には全然いいと思うんですが、そのあたりどっちがいいんだろう、というあたりを少し検討してもらえればというふうに思いました。

(岩田地域福祉課長)

- ・小野先生、ご意見ありがとうございました。
- ・重層事業につきましては、私どもも検討途中で、本当に悩んでいるところでございます。多方面からお問い合わせをいただきまして、重層事業とは何ぞや、大阪市で重層事業をやるのかやらないのかという質問がございまして。その時に端的にお答えするのが本当に難しくてですね、できるだけ図や、わかりやすい言葉で共有して説明していかなければならないというふうには思っております。
- ・ご指摘いただきましたように、見える化を図りまして、みんなで工夫していくというために、図を現在作成中でございます。
- ・先生のご指摘のように、多機関協働っていうところもかなり大きな、大切な取組であると思っておりますし、理念的なものと実際に大阪市でやっているいろんな取組や、会議、事業が、一体この中の図で見たらどこの要素になるかというところを、現在作成しているところでございます。
- ・またそういった点も含めて、今後委員の皆様方に、ご意見を頂戴しながら作っていきたいと思っておりますし、一旦作った図につきましても、この取組も足りない、あの取組も足りない、これも入れるべき、というご意見もスタート後にもいろいろあるかと思っております。そういった点も含めて、今後ともご意見を頂戴できればと思います。

(藤井分科会長)

- ・小野委員の意見も最もなんですが、事務局のご意見とか説明をし出したら、それだけでこの計画の中では膨大になるというのが1点あります、なので、これに収めているということ。それと、今の所、まだ準備事業ですね。
- ・2年後か3年後ぐらいに、例えば実施するときには、地域福祉計画の中のかんりのエッセンスをコンパクトに組み立てるっていう作業が必要になって、その時になって初めてわかりやすい図とかが出てきますので、今回の計画では、その作業をする前提の大枠の説明をしてるという。そういう捉え方で、できましたらもうこのままにさせていただくとありがたいと思いますが、小野委員いかがでしょうか。

(小野委員)

- ・その辺りの意図があれば全然いいと思います。

- ・でもちょっと1つだけ気になるのが24ページのところ、相談支援体制の整備という項目になっているんですが、この中の2つ目の黒ポチで、生活困窮者自立支援制度を通じた「断らない相談」を推進するとともに、って書いてあるんですけど、おそらく本当は断らない相談支援はもちろん、生活困窮者自立支援制度が切り口にはなってると思うんですが、もっと全体に関わると思うので、何かこの書き方だとちょっと限定されすぎるかという感じがします。それを切り口にしてやりたいんだ、という戦略的な気持ちで書いてるなら、それはそれでわかりますけど。
- ・その辺りはちょっと配慮したほうがいいんじゃないのかなと思いました。

(藤井分科会長)

- ・非常にピンポイントのご指摘で、生活困窮に限定しすぎるんじゃないかというご意見ですが、いかがですか。

(岩田地域福祉課長)

- ・確かにご指摘の通りですね、あらゆる相談で「断らない相談」っていうことが、地域共生社会の実現ということには必要であるということは認識しております。
- ・ただ、今回この計画につきましては、生活困窮者自立支援法に基づく大阪市としての方針を書くことも、計画の位置付けとして有しておることもございまして、生困制度がメインの取組になるという意図を持ちまして、「生活困窮者自立支援制度を通じ～」と書かせていただいております。
- ・包括や障がいや子どもの担当が、それぞれに相談される内容を「断らない相談ではない」というふうに思ってるわけではございませんで、ありとあらゆる相談は断らない、対応できないことにつきましても、新たな資源を探していくということも含めた「断らない相談」ということは認識はしております。表現上は、今回生活困窮者自立支援制度が、大阪市としては目に見える取組として一番わかりやすいかなということでこういう記載をさせていただいております。

(藤井分科会長)

- ・これはまたちょっと預からしていただいて、このままにするのか、例えば小野委員の意見だと生活困窮者自立支援制度を中心にとか。そんな意味だと思いますので、ちょっと微妙な表現なので、預からしていただけますか。

(小野委員)

- ・結構です。「てにをは」で対応できる話だとは思っています。「等」とかをつけるとかね、そういう話だと思いますんで。全然いいです。

(藤井分科会長)

- ・はい、他いかがでしょうか。どうぞ。

(野口委員)

- ・老人クラブの野口でございます。31 ページにですね、孤独・孤立対策についてということがあります。今年ですね、4 月からこの法律が実施されるようになりました。
この辺をですね、計画が令和 6 年から 8 年ということですので、これからの対策ということで、もうちょっと具体的に大阪市としてどうしていくんだということを明確に決めていただいたらいいんじゃないかと思うんです。
- ・特に大阪はですね、高齢者が非常に多くて、やはり単独世帯が多いです。やはり孤立、あるいは孤独ということで、非常に心配されておられる方がたくさんおられますので、この辺をもう少し強調していただいて、具体的な対策をですね、示していただいたらありがたいと思います。

(藤井分科会長)

- ・ご意見として伺いしておいたらよろしいでしょうか。

(野口委員)

- ・これももう少し、これから計画が令和 6 年から 8 年で、この 4 月から実行されますので、やはり早めに実施していただきたい。

(藤井分科会長)

- ・この計画の記載変更というよりは、今後これに基づいてという、そういうご要望、ご意見でよろしいでしょうか。
- ・はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。どうぞ。

(永岡委員)

- ・11 ページのところですけども、振興町会などの地縁団体というふうに町会を改められていて、町会というよりも地縁団体の方がわかりやすいっていうか、明確だと思うんですが、何となく地縁というニュアンス、そういう面と、それぞれ自治団体としての側面という重要なところがあると思うんです。自治団体とかですね地域自治団体とか、地縁団体っていうニュアンスがいいのかなと思いつつながら、どういうことがいいのか検討しないといけないかなと思っておりました。
- ・ただ、自治団体というとまたちょっとニュアンスが広がってしまうところもあると思うんですけども、その辺の検討された経過はいかがでしょう。

(藤井分科会長)

- ・どうぞ、お答えください。

(岩田地域福祉課長)

- ・こちらの表現の変更につきましては、現在大阪市で、町会加入促進の戦略というのを別途定めております。こちらが24区の区長が中心になりまして、やはり地域に一番近いところにいる区長が、町会の加入率の低下にすごく危機感を持っておりまして、そういう戦略を立てております。
- ・そちらの方でこのように定義されておりましたので、大阪市として連携をとるために表現を修正したものでございますけれども、位置付けが少し違う計画ですし、福祉的な観点が必要ということであれば、永岡委員のおっしゃるところも入れるべきかなと思います。
- ・ただちょっとうまい表現ができるかどうかわかりませんので、一旦検討させていただければと思います。

(永岡委員)

- ・ニュアンスとしては、地域の自治も主体だということがあり、ただ地縁という関係だけじゃなくて、何かその役割みたいな点を少しあの中に加えてもらえたらと思います。検討をお願いします。

(藤井分科会長)

- ・はい、他いかがでしょうか。かなり緻密に検討されているので。
- ・みなさん、何かございますか。

(笠原委員)

- ・質問になるかもしれませんが、2点。
- ・1点目は目次のところです。前回の目次に比べてだいぶタイトかなと。2枚目っていうんですか、裏側の方が。どうなるかわかりませんが、私は最初目次を見てどこから読むかなとか、1ページ目からご覧になる方もいらっしゃるかもしれませんが、4章の計画の推進に向けて、と言って、ずっとここだけが第1って書いてありますよね。
- ・今まで、第1章第2章第3章はそういう第1というような項目はなくて、第4章の次は、1となって、そして次が両括弧1というような、番号の振り方になっていると思うんですけど。
- ・3章と4章の間の目次の1枚目の、第3章の4の計画の基本目標が、第4章の基本目標1の「気にかかる・つながる・支え合う地域づくり」と、基本目標2の「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」だろうと思いますけれども、目次の46にはそういうふうに書いてあるので。だから第3章から第4章に繋がるこの基本目標1と基本

目標 2 の、何かクッションというか。次、3 章から 4 章に繋がるものがあつた方がいいのか、どうかなつていうふうに思ったことが 1 つ。

- ・それから第 4 章の、例えば 1 の両括弧 2 の重点的な取組と書いてあつて、53 ページですね。53 ページを見たら、重点的な取組の「ア」になつてるんですよね。地域福祉活動を始めるきっかけとなる情報発信、これは「ア」なんですよね。目次と本文の書き方について、また検討していただければどうかなつていうふうに思った点が 1 点目です。
- ・2 点目は評価のことです。第 4 章の第 2 の取組に対する推進・評価。98 ページですね。その評価のことについては、第 1 章の 5 の計画の推進評価の体制というところで、12 ページにも書いてありました。
- ・12 ページを見たら、PDCA サイクルで、計画の推進評価体制を取ります、評価のチェックのところは、この社会福祉審議会の地域福祉専門分科会で委員の方から意見を聞きますよ、と書いてあるんですよね。
- ・そこを見たら、次は、目次の後ろの 98 ページ。98 ページを見たら、計画の指標で 2019 年と 2022 年の数値を書いていますよね。
- ・で、ここの 98 ページのところに、12 ページで専門分科会で意見を聞きますと書いてあるから、ちょっと 1 行でも 2 行でも何かあつた方がいいのかなつていうふうに思いました。
- ・PDCA が回っているような書き方をした方がいいのかなというふうに思ったのが、今回、前回の計画と比べて、評価のところがきちんと出てるので、ページとしてもしっかり最低書かれているので、PDCA で回ってますよつていう書きぶりをちょっと追加されたいかがかなつていうふうに思った点です。

(藤井分科会長)

- ・ご意見ということでよろしいですか。
- ・ただ前回、笠原委員がご指摘したところを、何か工夫して、それをまたご指摘しているということですね。

(笠原委員)

- ・そうです。はい。

(岩田地域福祉課長)

- ・ご意見ありがとうございます。目次について、詰め込み過ぎててちょっとわかりにくくなつておりまして、括弧やら四角やらいろいろ使つて、確かに読んでいただくために整理をする必要が今後もあるのかなと思つております。
- ・どこまで対応できるかわかりませんが、引き続き最後まで検討させていただきたいと思つます。

(藤井分科会長)

- ・見えやすさと、読んでもらうという観点からのご意見ですので、またなかなか難しいところではありますけども、1度、検討するということでお願いします。
- ・ちょっと一言。この評価のところ、後でちゃんと進行管理をつけないといけないからということで、第1第2と大枠では分けたから、他のところは第1第2という大枠の分け方をせず、第1第2という、事務局の工夫なんですけども。この評価そのものが、こういうふうには書いてますけども、地域福祉計画の推進上ではね、非常に問題なってるんです。
- ・国の法律でも、進行管理をちゃんとするように、PDCAサイクルをちゃんとやるようになって書いていますから、各自治体もやっぱりPDCAサイクルでって言うんですけども。PDCAサイクルそのものは事業評価でね。
- ・例えば児童とか高齢とか障がいみたいに、いつまでにどんだけサービスを増やすみたいなこととか、何とか事業をするということであれば、それに対して数値を出して、どこまでできたという。PDCAサイクルをしっかりと回すという話になるんですけども。
- ・国も言っているんですが、実は今地域福祉の関連で言われてることは、地域福祉の計画そのものが、活動とか事業とか、もっと言ったら、制度をどこまでやれたじゃなくて、ないものを作り上げていくという。だから今はないけど、未来に向かって作り上げていくと。
- ・例えば見守りだって、何も制度じゃないから住民はそれで動くわけじゃないですよ。地域づくりそのものはそうです。どんどんないものをちゃんと作っていくっていう評価の仕方は、PDCAサイクルの事業評価ではできないというのが、最近言われてることで、その代わりに評価は何なのかっていうと、さっきのないものを作り上げていくという、他の福祉分野計画ではないものなんです。
- ・地域福祉計画の特徴は、発展的評価っていう評価方法と言われているんですね。要は何かと言うと、ないものを構想して、そこに進んで、それは試行錯誤しますから、いつまでにこれができたというPDCAじゃなくて、リアルターンフィードバックと言って、1年やってちょっと違うなと思ったら、もうそのリアルタイムに変えていくとか、変更していくとか。
- ・もう予想以上に高齢化率が高まって、町内会の加入と言うけど、どんどん逆にもっと減ってるじゃないの。だから今のその方針だけでいいの？とかね。そういうことを評価しながら、柔軟に変更して変えていくっていうのが、発展的評価っていう。
- ・この中では、じゃあ具体的にどうするのというところまでの評価方法が見いだせないものですから、今、こういう形でね。でもだからPDCAサイクルをしっかりと回すって言うことだけを強調すると、柔軟に未来に向かって変化していくことが、逆にできなくて。硬直性をこの計画の中で持たすということもあるので。これ自体一応こう書いてるけど、当然行政計画だから、やっぱりPDCAサイクルは気にするけど、地域福祉計画は、他の計画と違う、評価の仕方を検討していくということが重要で。それも書くとなかなか難しいので、だから委員さんがそういう了解をしておいていただいて、今後、ご検討いただく

のがいいのかなと思います。

- ・これはもうちょっと付け加えると、先ほどの小野委員のように、来年度から検討をされます重層的支援体制整備事業もPDCA評価ではなくて、ないものを作り上げていくってことは、やはり発展的評価の視点で行政内部でも見ないといけないですし、発展するとともに、どんどん変化をさせていくってことが重要で。
- ・そういうふうなものが地域福祉計画だし、重層的支援体制整備事業なので。ちょっと評価方法について、そういう結構大きな課題もあって、考え方はそういう方向に向かっていることで、今、コメントさせていただきました。
- ・だからこのままに表現はしておいて、大きな検討課題として残しておけばいいのかなと思います。
- ・はい、どうぞ。

(小嶋委員)

- ・24 ページのところの国の動向を踏まえた大阪市の方針のところ、パブリックコメントのご意見で、居住支援法人や関係機関と連携し生活困窮者の居住支援に取り組みます、とありますけども、生活困窮者（高齢者や障がい者など）、という説明があった方がすぐ読みやすいなと思いまして。高齢者の方も、現在住宅が借りにくいという問題がありますので、その括弧で何か加えてもらったら読みやすいかなと思いました。
- ・それから先ほど町会の加入率で、私の地域でもやっぱり5割から6割の町会加入率で、いろいろ努力するんですけど、なかなか増えないっていう。
- ・町会に入りませんかというチラシがあって、それを各戸配布したりもするんですけども、なかなか増えないというのがありますので、大阪市中で作っていただくことをすごく期待しております。

(藤井分科会長)

- ・はい、前半の部分は、ご要望というか生活困窮者の意味というか定義、これ何かどこかに書いてますかね。

(小嶋委員)

- ・はい、すいません。23 ページのところに、図式で生活困窮者が真ん中であって、高齢者・障がい者・子ども・子育て家庭とあって。これは生活困窮者って一体誰なのっていう部分の説明がもしあれば、他のところにも通じるかと思うんですけど。こういう文章ってなかなか読みにくいので、ちょっと付け加えていただくことで、内容がより読みやすくなるかなと思いました。

(岩田地域福祉課長)

- ・生活困窮者自立支援制度という方針に基づく制度におきます定義も、当初は経済的困窮のところにフォーカスが当たっていたものから、経済的に困窮する恐れのあるものという形で、少し変わってきている状況もございまして、小嶋委員のおっしゃる通り、生活困窮者の定義というのが複雑になって分かりにくくなっているかと思います。
- ・19 ページの生活困窮者自立支援制度をご紹介させていただいているページでは、そういった点も含めて書いているんですけども、ページが離れたところに突然これを思い出して読んでくださってというのも分かりにくいかと思いますので、どこまでできるかわかりませんが括弧書きとか、具体的にお示しいただいたことについて、担当の方とも検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(藤井分科会長)

- ・これ難しいですね。
- ・そもそもが、生活困窮者自立支援法ってセーフティネットということもあるけど、制度の狭間に対応する概念なので、そんなにきっちりと対象の規定を逆にしないで、広く捉えるってことなので。定義で言ったら、まさに生活に困窮して孤立している人みたいな話になりますのでね。解説できるかどうかはまたご検討いただけますでしょうか。
- ・はい、他いかがでしょうか、どうぞ。

(薮田委員)

- ・大阪 NPO センターの薮田と申します。全般、これも意見になると思うんですけど。
- ・私も前回から参加で申し訳ないんですけど、全般に NPO の記述っていうのが非常に少ないと思いました。
- ・11 ページの主な組織や活動の状況というところで、地活協について、その地活協の中に NPO が入っているというような記述がございしますが。その他ですね、例えば先ほどの 24 ページの居住支援法人なんかは、結構 NPO がやっていること多いんですね。
- ・もともと先ほどおっしゃった、いわゆる地縁団体とは違う、その目的に応じた法人設立をしたりしなかったり。しかし、地域の福祉を何とかしたいと思っている法人や団体っていうのはたくさんあるんですね。
- ・ですから、そういうことが先ほどおっしゃった評価。これから今ないものを作り上げていくというところに繋がっていくのかなと思って聞いておりました。
- ・全般的にこんなに緻密にでき上がっていますので、そんなに変えて欲しいとまでは申しませんが、せっかくですね NPO の代表として参加しておりますので、意見として申し上げました。

(藤井分科会長)

- ・はい、ありがとうございます。NPO はこの計画の中で、小地域のところで出てるって

うことですけど。他のところでは、どんな位置付けになってますでしょうかね。

(岩田地域福祉課長)

- ・いろんな本文の中でNPOという言葉は他にもございますけれども、大きなものといたしましては45ページをご覧ください。
- ・基本理念の考え方として、3つの大切な視点を書いている部分でございますけれども、こちらの(5)多様な主体の協働、マルチパートナーシップの視点というところでございまして。ここは第1期の計画から記載している部分でございまして、今回この表をですね、それぞれ活動主体の例を挙げて、役割あり方を具体的に記載するというのを今回の計画でやったんですけれども。その中で、住民、地域団体、次にNPOということで、活動分野における専門性や柔軟性を活かし、他の主体と協働して様々な福祉課題に対応していくことが期待されます、ということで例として挙げさせていただいているところでございます。以上でございます。

(藪田委員)

- ・後ろ向きの意見ではございませんが、この表っていうのは本当昔からある表ですよ。もう20年ぐらい前からこれを使っていると思いますけど。
- ・例えばですね、能登半島の地震の支援なんかでも、先日、福島東北地震の会合にも行きましたが、その当時10年前と今では、NPOの位置付けがかなり変わってきていると。
- ・その当時はですね、行政っていうか、国がやって、NPOはその狭間をやってきたみたいな位置付けだったんですけれども。今はですね、国がNPOに頼んで、NPOが主体的にやっていると。国と一緒にですね、NPOというのは活動しております。ですから、位置付けがかなり変わってきているというところを、できたら地域福祉計画にも汲んでいただけるといいなと思いました。以上です。

(岩田地域福祉課長)

- ・ご意見ありがとうございます。
- ・NPOというのが幅広くなっておりまして、制度上も例えばワーカーズコープですとか、いろんな形の団体組織っていうものが、数多くバリエーションが増えてきてる状況も承知しております。
- ・今後ですね、例えば野口委員も仰っておられました孤独・孤立対策なんかにつきましても、行政だけでも、民間団体だけでもできないところは一緒にやっていこうということで、パートナーとしての位置付けというのは上がっていることも承知しております。その点についても、今後取組を載せていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(藤井分科会長)

- ・これ、今の段階で記述を変更するというのは難しいと思いますので、ご意見としていただきたいと思います。
- ・地域福祉の関係では、活動が見守りなどの小地域化していくことと、広域化していくっていうように二極化しているわけですね。
- ・この広域化っていうところに、NPOのいろんな活動があり、またさっきの地縁団体が弱くなってる中では、地縁とテーマ型の融合の小地域活動のあり方、ってということが問われるので、いずれにしろ、区民活動というか公益的な市民活動がどう位置づいていくのかってというのは、関係の中で重要になってくるというのは確かなので。
- ・この計画の進行上のところで、どういうふうにとらえていくのかっていうことを、気にしながらというか注視しながら進めていくということが、非常に重要だと思いますのでよろしくお願いします。
- ・福祉的には、なんでセルフヘルプグループの活動が、福祉業界では重視されてないんだらうと。それも本当は市民活動なんですよ。当事者のそういう幅も含めてNPOや市民活動をどう捉えるかということが、今後重要になってくるかもわかりません。
- ・はい、他いかがでしょうか。

(中村委員)

- ・14 ページのですね、生活保護の動向的なことが記載されておるんですけども、誰もが安心して暮らせるようなセーフティネットとしての役割が重要であるということで、そのセーフティネットとしての役割は経済的な自立とか社会的自立っていうことが関わっているんですけども、生活保護関係で言いますと、もう1つ、日常生活自立っていうのが加わってもいいんじゃないかと私は思ってるんです。
- ・そういう方が、断らない相談というか、各自の置かれてる状況の中で、自分自身の可能性を追求するためにそういう相談支援というか援助を行っていくというふうなことになるかと思うんで、自立の概念を言うとまた複雑多岐にわたりますんで、この日常生活自立というのが、やはり加えられてもいいんじゃないかと思った次第であります。

(藤井分科会長)

- ・それは、日常生活自立支援事業じゃなくて日常生活自立という要望ということになりますね。

(中村委員)

- ・そうです。

(岩田地域福祉課長)

- ・委員ご指摘の通り、生活保護法の目的としてということで、日常生活自立ということをお

っしゃっていただいたかと思います。

- ・自立っていうのも確かに難しい概念でございまして、担当の方ともう一度ご相談をして、検討させていただければと思いますが、日常生活の自立も含めて、社会的っていうふうに地域福祉に馴染むような形で書いているんですけども、ご意見を踏まえて考えてみたいと思っております。

(藤井分科会長)

- ・はい、他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- ・はい、どうぞ。

(永岡委員)

- ・気になっていた点なんです、議論をされた上でこういう社協の立場から、どう考えたらいいかなと思っていたんですが。
- ・7ページのところ、「社会福祉協議会は～」という説明がありまして、最後4行目のところですね、「大阪市では極めて公共性の高い団体として準行政機関と位置付けています」という説明がありまして。市社協の方の活動推進計画では、「極めて公共性の高い民間団体」という言い方をしていまして。準行政機関っというと、戦前の官民一体のような、ああいう時代の意味合いを思い出したりするものですから。
- ・これ、部会でも議論された上でこういう位置付けでこういうことになったのか。ちょっとその経過も含めて気になりました。
- ・上の方に記載されているように、「中心的な担い手」、極めて公共性の高い民間団体として行政や関係機関との連携、協働する団体というか。そういう役割ではないのかなと思って。
- ・そこにアクションやいろんな運動性も含めて、民間的な視点も入って、行政と一緒に協働していく。なんかそういう感じを持ってましたので、その表現をどうしたらいいかなというふうに思います。

(藤井分科会長)

- ・これ、市として、準行政団体と表記することへのこだわりってあるんでしょうか。

(岩田地域福祉課長)

- ・広い意味では民間団体ということだと思いますけれども、大阪市においては、社会福祉法に基づく団体として、社協はパートナーと認識しておりまして。
- ・財政的な面で申しますと、通常の民間団体ですと、民法に基づく委託契約ということになって、大阪市の事業をお願いするという関係になりますけれども、社会福祉協議会につきましては、交付金という形で事業を一緒にやっていくという形で整理をしている関係上、他の社会福祉法人様とかいろんな民間団体とは少し違う位置付けとして、表記をこの間

してきたというところがございます。

- ・交付金と言いますのは、例えば国がですね、自治体に対して委託事務をすることについて費用を支弁するときに使うようなものになっております。
- ・内部的な説明に終始して申し訳ないんですけども、そういう経緯がございましてこのような表記になっておりますが、逆に準行政機関と位置づけるというのが、何といたしますか、行政側からの押し付け的なもので、社会福祉協議会の自主性を損なうように見えるというご意見ということであれば、少し考えないといけない時期が来ているのかなとは思っております。思いとしては、そういう経過を踏まえて、こういった表記をさせていただいてるところです。

(永岡委員)

- ・そこはよくわかります。その上で、表記の仕方というか表現の仕方ですね。
- ・やっぱり、民間的性質を持っているけども、公共とは何かっていう問題がありますが、そういう公的な役割、公共性を持った重要な役割を担っていて、そこでパートナーシップを築いているということで、内容はよく了解しておりますけども、その表現の仕方のところで少し何か加えていただけるといいのかなと思いました。

(藤井分科会長)

- ・これ社会福祉のいろんな団体の中で、社会福祉法人の中でも、特に社協をそう位置付けているっていうのは、多分ね、他の社会福祉法人施設はまさに制度福祉だから、やればそのままお金が流れていくわけですね。
- ・ところが社協の地域福祉を推進することを目的とするというのは、主に自発的社会福祉、じゃあNPOはどうなのかという議論がまたあるんですけども、自発的社会福祉です。特に住民活動を中心とするね。そこは金にならないから、でも中核的に進めるので、行政としてもそういう位置付けで、手厚いお金の流し方をしましょうという、行政の意図はわかるんです。
- ・そうしてしまうと、永岡委員がおっしゃるように、そもそも自発的社会福祉を進めるところは、団体としての民間性とか自発性がなかったら、お金出した意味がなくなると。
- ・そういうことでもありますので、だから社協の方も、公共的な民間団体っていうふうな表現を使ってるという背景がありますので。
- ・また、そもそもお金を出している意味、もっと自発的な住民活動とかそういうことを盛んにしていくという意味で、どういうふうに団体の表現を使ったらいいのかというのはまたご検討いただけたらと思います。

(藤井分科会長)

- ・他いかがでしょうか。

- ・それでは、これですべての質疑を終わらせていただきますが、特に何かこれだけは、最後に言っておきたいというようなことございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(藤井分科会長)

- ・私の方から、少しまとめではないですけども、この計画に対する期待ということを簡単に述べたいと思います。要は、大阪市の地域福祉の計画が一旦途切れて、作り直して、第三期計画にやっと至ったと。
- ・ある意味では、ホップ・ステップ・ジャンプじゃないですけども、過去の計画から積み上げて、やっとジャンプをする計画として策定されたというのが、この3期の位置付けだと、私はそういうふうに捉えておりまして、そういう意味ではだんだんその計画の、この近年の1期2期に比べてやっぱり3期がだんだん充実してきているということだと思います。
- ・充実すればするほど、また突っ込みどころも満載で、これどこまでやっても、結局、しっかり書けば書くほど、またご指摘が出てくるということだと思います。
- ・その面では、今日貴重なご意見をたくさんいただきましたので、これを修正するかどうかできるかどうかというのは、かなり作り込んでおりますので、決定的なことはまたご検討いただきますけれども、もし文言が修正されない場合も、すべての意見が非常に貴重な意見ですので、来年度の進行上ですね、それを踏まえて進行いただければと思います。
- ・特に先ほど発展的評価と言いましたが、パブリックコメントを見ましてもね、当然、制度の横断化とか総合相談は仕組みとして作っていかないといけない。これも来年度からの非常に大きな検討課題であります。
- ・もう1つの目標である地域づくり。これに関しては、そもそもが、人口減少とかね、貧困化であるとか、単身化であるとか、そういう社会経済変動が今後急激に進む中で予測不可能な計画なので、発展的評価に基づくということなんですね。
- ・地域づくりに対しては、さっきのNPOとか、地縁団体とか含めて、市民、区民の連携のあり方が想定するものを超えて、どんどん変化をしていくと思いますのでね。
- ・そういう意味では、先ほどの社会福祉協議会の位置付けも含めて、今後この計画上、皆さんと一緒に考えていければいいかなと思います。
- ・それとともに、私個人的な意見としましては、大阪市は地域福祉の歴史があって、なおかつ、この3年間でホップ・ステップ・ジャンプのね、これからジャンプをしようとしているんですけども。ますますやっぱこの計画と、区の地域福祉ビジョンや地域福祉計画との関係がすごく重要で。区の福祉がやっぱり地域福祉行政になるということが、多分この計画の最終的な目標でもあろうかと思いますので、そういう視点で皆さんと一緒に来年度から進めていければいいと思います。
- ・事務局は特にこの1年、この計画づくりでご苦労いただいたと思いますので、その感謝の念も含めて、私のまとめにしたいと思います。